

会 議 記 録 (概要)

会 議 名	令和2年 第6回三田市文化ビジョン検討委員会
日 時	令和2年11月12日(木) 10時00分から11時44分
場 所	三田市総合文化センター 2階 会議室1
出 席 者	田辺委員長、木村副委員長、阪本委員、服部委員、須増委員、小中委員、 門垣委員、山口委員、林委員、柳井委員 (10名/11名)
事務局等	矢萩広報・交流政策監 印藤地域創生部市民協働室長 (以下、部・室名を省略) 畑文化スポーツ課副課長、山崎同課課長補佐、森鼻同課係長 (コンサルティング業者) ㈱地域社会研究所 酒井
傍 聴 者	4人
添付資料	レジュメ、資料15と同別紙、関連法令条文等

1 開会 (進行：文化スポーツ課副課長)

矢萩 広報・交流政策監 挨拶

本日は、「文化芸術における共生の推進」のテーマについてご協議いただくが、次回の「郷の音ホールの役割」のテーマと共に、三田市文化ビジョンの中核を成す、重要な課題と考えており、忌憚のないご意見を頂戴したい。お配りしている資料では、国や三田市が取り組む文化芸術における共生の推進について、法令等を示しながら紹介している。

2025年の関西万博のテーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」であり、一人ひとりが楽しめる世界をめざすとしている。三田市でもこれに先駆け、障害がある人、高齢者、外国人等、全ての人と一緒に文化芸術を楽しむことができる仕組みを打ち出していけば、市の大きな魅力の一つになると期待している。

市長もこの委員会で、どのような協議が進んでいるのかに強く関心を持っている。

2 報告事項

(1) 会議の成立 過半数出席につき成立

【添付資料の確認補足】

事務局 <広報紙「伸びゆく三田」11月1日号記事：「地球アトリエ」の進捗状況説明>

「地球アトリエ」は新宮晋氏の構想を基に、県が県立有馬富士公園で来年度に実施する事業。先日公共事業の審議会承認されたため、今年度後期から来年度にかけて実施設計され、順次着手する予定。市内で最大の集客を見込める県立公園での事業であることから、三田市としても応援体制で臨む。

政策監 1月からリニューアルする市広報誌の子ども政策の枠で、新宮晋氏が子どもたちへの思いを語る連載を企画している。

3 協議事項 「文化芸術における共生の推進」【資料 15】

委員長 海外の指導者を決める大きな選挙が行われているが、投票結果をめぐり、史上稀にみる混乱状態にある。当委員会は市民に恥ずかしくない審議を整然と進めたい。

<事務局から資料 15 及び別紙について説明>

事務局 本日のキーワード「共生」について、市は「(仮称) 人と人との共生条例」の提案に向け、研究を進めている。各々が持つ属性の多様性を尊重しながら、誰一人取り残すことなく、個人が自分らしく生きられる社会を目指すことを理念としている。この理念に沿う観点で、文化芸術における共生の具体像をどのように設定していくかについてご協議願いたい。関連資料として、国や市、市民の取り組み概要をお示ししている。これらの取り組みは、障害者、高齢者、多文化共生などの属性に分別され、総体として共生のイメージを構築している状態である。これまでの委員会では、従来の枠組みに捉われない、多様なアプローチについてご提案いただいた。特に支援については、行政だけでなく、当事者を含めた一人ひとりが、できることに取り組んでいく方向性を示していただいた。本日は三田市で、文化芸術における共生を具現化していくためのご意見をいただきたい。

委員 説明にあった「属性」とは何を指すのか。

事務局 障害者、高齢者、外国人という範疇に属するかどうかによって、発表の場や支援のあり方などの市の施策・対応が異なっている現状があるが、このような個別の対応で共生を考えていくべきか、他の考え方があるのかを課題提起している。

委員 今回のテーマについて市は何が問題と考えているのか。

事務局 例えば障害者の文化芸術について、市民文化祭では、障害者の作品を展示するブースが他と分けられている。これは文化芸術以外の分野でも同様だと思う。外国人の文化芸術も、文化交流に特化した催しの場などでの発表に限定されており、広く一般的な文化活動の中に位置付けられていない。これまで文化芸術の共生は「福祉」の視点で捉えられがちだが、見直しが必要なのではないかと考えている。

委員 当事者がどのような意見をお持ちかを踏まえて考えたい。今は個別に活動されていると思うが、枠を外して、他と一緒に文化活動することを求めておられるのだろうか。

委員長 それも含めて、当委員会で調査・協議することになる。

委員 市民文化祭で障害者の作品発表のブースを他と分けて設定したことについては、先日実行委員会でも議論された。今年は新型コロナウイルス感染症の影響で、舞台発表を取り止め展示会のみとする中、テーマに「共生」を掲げた。市内にある4つの障害者施設と協力し、5か月かけて市民文化祭をターゲットとした作品づくりをすすめてもらったが、571点の作品をどういう形で展示するかを考えた結果、今回は特に注目されやすいメインの展示室を使った。来場者のアンケートでも高い評価を得ている。

事務局 【資料 15】の別紙1と2について補足説明する。別紙1は5つの障害者福祉施設で文化芸術活動について聞き取った意見をまとめたもの、別紙2は市内の施設で日頃どの

ような活動が行われているかをまとめたものである。

委員長 「共生」の「共」は副詞。「生」は動詞。主語が抜けている。それが属性の定義にも関わると思うが、何と何が共生するのかを考えなければならない。資料では、障害者と高齢者、外国人に絞っているが、他にも性差などの属性もある。

委員 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」など、昨今の法整備の状況を見ても行政用語の「共生」のメインターゲットは障害者だと思うが、この場で、あえて幅広く考えていく姿勢は良いと思う。文化活動の共生が属性別で良いのかという問題については、アウトプット（発表）の手法と、リーチ（関わり方）をどうするかを考える必要があるので、属性別にならざるを得ない面もある。理念的には誰もが一緒というのが、一番良いとは思いますが、例えば外国人にアクセスするために、市の公募展の案内はバイリンガル（2か国語放送）に対応できているか、障害者には相手の状態に合わせた説明ができていかなど、様々な状況によって、対応は異なってくる。基本法などができて、国の全美術館での展示のキャプション（見出し・説明文）やあいさつ文、ホームページが4か国語表記になった。一方で多額の経費がかかるため、多くの地方自治体では対応できておらず、外国人にとってはアクセスしにくい状況が残っている。「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」では、地方自治体の努力目標として基本計画の策定が定められているため、各自治体は次の計画更新のタイミングで、障害者の文化芸術活動の推進を明記しようとしている。三田市でもどう取り組むかが問われている。

委員 共生の定義を考えると、様々な属性の人が一堂に会して取り組むことは重要である。共感するために共通の発表の場を持ちたいというニーズは資料の別紙2にある当事者のご意見からもうかがえる。

委員 そのための仕組みづくりが必要で、資料のご意見を拝見すると、もっとモチベーションを上げてもらえる対策が必要と感じる。法整備のおかげで、全国的には障害者の創作活動は進んでいる。文化庁、厚生労働省も3億円近い予算をつけており、大阪府、滋賀県、奈良県、京都府では対策事業が活発に行われているが、兵庫県は意識の高まりが遅れており、三田市も同様なのではないかと思う。これからは、障害者、高齢者などの当事者が、文化芸術活動の意義を感じることができるような大規模な展示会などを開催し、全国の取り組み事例を紹介することで、自分も参加したいと思ってもらえる場になれば良いと思う。地域の方のモチベーションを高める啓発活動をすすめるべきだと感じている。

委員長 高齢者について考えると、文化芸術活動と社会福祉とのボーダー（境界）があると思う。他の属性についても、同じ土俵で考えて良い分野と、福祉的対策が必要な分野とで考え方が異なると思う。

委員 最終的に文化芸術活動は皆で共生して行うべきというのが理念だが、具体的施策については属性別であっても良いと考える。重度の障害がある方や、日本語が通じない外国人などには個別に、高齢者や子育て世代には全体としての施策で対応するなど、切り分けて考えていくことが必要だと思う。

委員 その施策が最終的に皆の「共生」につながる。

副委員長 発表の場が欲しいというのは、どの属性でも同じだと思うので、大きな理念

に沿って進めていくことになるが、具体的な施策は属性により異なるので、きめ細かく対応する必要性をビジョンで定めるべきである。そのためには、当事者が何に困っているのか、課題を深く把握した上で議論しなければならないと思う。

委員 外国人への施策は国際交流協会が一手に担っている。外国人が困っていることを三田市民全体で共有できている状況とは言い難い。実際には様々な悩みがあり、生活に追われる中で、文化芸術活動に取り組める環境ではないと思われる。障害者も展示発表はできているが、舞台発表の機会は少ない。総合福祉保健センターで発表の機会を設けているが、一般の発表の場とは分断されている。

委員 高齢者の文化芸術活動の場としては、生涯学習カレッジがあり、カレッジのOBが生涯学習サポートクラブ（SSC）で地域の活性化のために活躍している。現役時代に関わることができなかった活動についてクラブなどで学び続けられる体制を維持していくことが大切である。文化芸術活動＝生きがい、になり、他の仕事などを頑張れる活力になる点についても掘り下げて考えたい。

委員 資料の別紙1には、「発表の機会がない」や、「(障害の有無で区別せず)一緒に発表したい」などの意見がある。私のいところは聴覚に障害があるが、絵画の活動を行っているので、障害者という枠で括る意味はない。一緒に表現・発表できる場をつくる上で、何が不便で、何が課題なのかを考えていくのが基本だと思う。文化芸術の分野では元気に活動されている高齢者が多く、後進をどう育てるかが課題になっている。そういう縦の拡がりも考えるためにも、枠を取り払いフラットな活動を基本としながら、問題の解決を図ることができると良い。

委員長 高齢者は施設で、外国人は国際交流協会で、と分けてしまっただけでは共生にならないので、これからめざす方向ではないと思う。先ほどのご意見に合った高齢者の生きがいについて、現役時代にできなかったから退職後に活動するというのも問題ではないか、現役の忙しい人でもできることを考えなければならない。子育て世代を含む現役の世代は忙しくて行事にも参加しづらい状況にある。共生を考える中で、これまで対象にならなかった現役世代をどうするか対策もビジョンに反映していくべきではないか。

委員 高齢者の活動維持の件は、市長もご理解が厚く安心しているところだが、障害者施設については、経営的な面もありつつ、文化芸術活動にどれだけ注力できるかが課題になる。市民文化祭の展示作品づくりにあたっては、スタッフが苦勞して時間を確保してくれた。それを許した施設長の存在も大きい。持続性が問われるので、この体制をどのようにバックアップしていくかが課題になる。

委員 文化協会が高齢者の団体になっている。現役世代の参加がなく、多世代交流の場ではない。障害者と健常者の交流、外国人と日本人との交流のように、誰が誰と交流して何を得るのかという観点からの属性はあっても良いと思う。

事務局 属性について考えるにあたり、何をもちて芸術とするか、何をもちて共生の対象とするかは、相対的に変わっていくものだと思う。芸術文化についても、生きがいとしての捉え方や、教育の側面がある。また持続可能性を考慮すると経営面についても考えるべきだと思う。更に人の属性では、適しているかどうかがあり、様々な組み合わせが考えられ

るので、初めから属性のパターンを決めてしまう必要はないのではないか。また、資料の別紙1の中には、意識を変えていただいた方が良いのかなという印象の当事者意見もあった。

委員長 当事者の意識を変えるというのは、具体的にどのようなことか。

事務局 例えば、教育とかレクリエーションだけで芸術文化を捉えていると感じさせる意見がいくつかある。施設が一定の枠を定めてしまうと、他の分野で活躍できる才能の芽を摘んでしまうのではないか。

委員 資料の別紙2見ると、手芸などオーソドックスなものが多いと思う。先進的な県や地域では、プロのアーティストが、芸術専門の職員として施設に雇われる例も増えてきており、福祉施設が芸術系大学からの就職先の一つとして考えられている。彼らは、様々なアウトリーチの方法を考えて、入所者の作品をグッズ化したり、作品の性質に合わせた会場で展覧会を開いたりするのだが、別紙2の取組みを見る限りにおいては、そこまではできておらず、まだまだ改革の余地はあると感じる。文化のセクタ（部門・区域）と福祉のセクタの分断は共生よりも大きく、これをつなぐアーティストの役割は大きい。例えば京都府では障害者の作品に興味があるアーティストを4人ほど非正規で雇用して、その人たちが施設を回って作品の発掘をしたり、施設に助言したりしている。また専用のギャラリーも持ち、優秀と思う作品についてそれぞれのアーティストによるプレゼンなども行っている。他にも特別養護老人ホームにコンテンポラリーのダンサーが行って認知症の方と踊るなどの取組みもあり、アーティストには感性によってセクタをつなぐ力があるので「分断から共生へ」の推進に果たす役割は大きいと思う。

政策監 新しい発表の場が欲しいという当事者が多くおられる中で、例えば障害者であれば障害を特徴と捉え、類まれな集中力で優れた芸術性を発揮する人もいる。作品を他の健常者のものと並べて展示しても何ら違和感がないということであれば、生業として取り組む道も開けるし、特異な発想をインダストリアルデザインに生かせるかもしれない。そういう経済的なサポートができる発表の場のイメージに近づけていきたい。

委員 先に述べた市民文化祭での障害者の作品ブース実施に向けて、各施設の代表者が事前に話し合い、協力した結果「共生」の観念が生まれた。今後は、それぞれのブースに障害者の作品を並べて展示するのも一つのアイデアだと思う。施設によっては個人情報に配慮して作者名の表記を控える動きもあるので、今後の取組みに向けて調整が必要になる。

政策監 せっかくの展示会なので、場を通じて自立につながる見せ方ができれば良いと思う。

委員 芸術の特性が影響している面もあるが、今回の議論で音楽の分野の話が出てこないのは、障害者との共生の取り組みが弱いからだと思う。障害者の中に優れたセンスをお持ちの方がおられるのは事実。この場にアーティストが同席していれば、違った切り口でアイデアをいただけたかもしれない。先ほどのご意見にあった、アーティストがセクタをつなぐという役割については納得するし、実働していかなければならないと考えると、これからは現場で文化芸術を教え、つくることを担える人材を育てていくことが大切だと感じている。合唱や吹奏楽だと芸術の資質的な理由で、障害者との共生が難しい面もあるので、

属性別になるケースが発生するのは仕方ないと思う。展示できるアート作品であれば、発表という形につながりやすいが、音楽は発表までに、例えば歌をつくって行く過程も包括してワークショップとして楽しんでいくことが可能性になるのかなと思った。

委員 先ほどお伝えした文化庁の助成金の対象の約半分は、音楽の団体で、鑑賞活動が多い。例えば発達障害がある人は、暗い場所や突然の大きな音が苦手だったり、静かに聞き続けられないなど、一般的なクラシックコンサートを鑑賞するには敷居が高いので、会場を明るくし、抑揚を押さえた音楽を選び、声を出しても誰も文句を言わない状況をつくった上で実施する必要がある。これには費用が余分にかかるため、助成金の対象として申請している例もある。他にも手話のパフォーマンスや、兵庫県には「音遊びの会」という即興音楽などで有名な組織がある。太鼓、神楽などの伝統芸能なども数多くあるので、ワークショップで連携できると良いのではないか。

委員長 共生を考える上で、三田の文化芸術を発展させるためには、活動に携わっている人を把握しなければならないという意見は最初の委員会から出されていた。共生の面でアーティストがサポートできる分野は多くあると思われるので、まずは具体的に協力していただけるアーティストを把握することも必要だと思う。

委員 そういうサポート活動に関心をもっているアーティストは、おられると思うが、専門の知識を有する人は少ないと思う。

副委員長 障害者はサービスを受ける側と考えがちだが、芸術活動を行う障害者は提供する側になる。また高齢者だから弱いとは限らず、元気に現役活動を続ける人もいる。受け身になるのではなく、自ら共生社会の一員として活躍するという視点に立って、相互に交流できる場を構築していくこともビジョンに反映すべきではないかと思う。

委員 門戸を開放するという観点も大事である。水墨画や詩吟の活動の案内に「外国人の方もご参加ください」と記載するなど、相手が来やすい呼びかけになるように配慮することも大切。

委員 門戸を開くのも大切だが、行政としては、参加したいという思いを持っている人それぞれの特性に応じて、どのような障害があるのかに配慮しながら、どういう支援をしていくかを考えることが重要である。例えば現役世代は忙しく活動の時間が取れないというのも一つの障害と言える。

委員 どのようにして、共生の取組みに興味を持つ人を発掘し、関係をつくっていくかが大事である。当事者が参加したいと申し入れてきても、現状では受け入れは難しいという結果に終わってしまっていることが多々ある。

委員 仕組みを維持する世話役や教える側に大きな期待をかけることになる。

委員 学校の生徒に当事者がいれば、必然的に関わるのが義務となるが、文化芸術の場は能動的な空間なので、任意で受け入れることになり、当事者の芸術的資質とつくり上げる芸術の理想とのバランスを見ながら複数の環境をつくらざるを得ないのではないか。専門的に教える人を採用することも大切になってくる。

委員長 教えるのが上手な人もいれば、組織をつくって分担するのが得意な人もいる。そのような特性を持ち寄るのが、本来の共生だと思うが、日本では多くの分野で分断されてい

る状態だと思う。

委員 私たち子育て世代の視点では、文化芸術における共生のテーマには入りにくい印象がある。障害者、高齢者、外国人とは線引きされていると感じてしまう。中には趣味の活動をクローズアップされている女性などもいらっしゃるが、大多数は発表の場もない状況だと思う。今まで活動の場がなかった人たちに、施設の講師などを引き受けてもらうことができれば、共生のための良い取り組みになると思う。幼稚園にいる外国人の保護者が外国語講師の仕事がないか探しているという話を聞くこともあるので、ニーズの発信が難しい状況なのかなと思った。幼稚園のイベントでも外国人の保護者の出し物はセンスがあって楽しいので、もっと多くの場所で発表できる状態になれば良いと思う。

委員長 今回のテーマの根本的な意見だと思う。子育て世代が参加しにくいと思わせる状況を変えていくためには、その理由を調査しなければならない。活動をつなぐ仕組みができれば、女性や外国人の作品が注目され、場合によっては収入が発生するかもしれない。

委員 共生のための芸術活動を考えると、資料 15 には、将来像として日常的な創作活動や発表、鑑賞を楽しむための機会と場を享受している姿が示されているが、作品の水準が、見たい（鑑賞したい）と思わせるものでないと、この文化芸術活動の将来像にはつながりにくいのではないかと。これまでの文化祭のイメージのままでは難しいと思う。若者が見たい作品、見て面白い作品にするには、見る側も、つくる側も教育、理解が必要だと思う。芸術的に価値が高いという作品至上主義ではなく、例えば以前、高齢の女性がセルフポートレートネットにアップしたことが話題になったが、写真だけじゃなく撮影の様子がおもしろいと注目されたように、作成過程を面白く見せる工夫をして、おしゃれではないが、出向きたいと思わせる仕掛け、発信が必要になってくるのではないかと。

委員長 これまでは、つくり手と鑑賞する人の交流は、作品を中心に行ってきたが、最近は創作過程や練習場所を見せるツアーなどもあると聞く。三田市でも新しい取り組みが必要かもしれない。

委員 少数派の属性は、多数派が排除する形で決めている。既得権益を持っている多数派が変わらなければ、共生の対象にならない少数派の境遇はいつまでたっても変わらないので、今の仕組みを考え直す視点が必要である。

委員 「芸術的に（価値が）高いもの」という文言はどこかに示されているのか。

委員 法律制定の過程での様々な経緯の中で「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の視点の一つに「障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化」の文言が明記されているが、法律の中に「芸術上価値が高い」という踏み込んだ文言を入れたことについては、問題点として議論されている。

委員 芸術上価値が高い作品をつくるのが前提なのだろうか。誤解を恐れずに言うと、障害者との共生が「素晴らしい」と言わなければならない、という風潮とどう向き合っていくべきなのかを考えている。三田市ゆかりのアーティストとして、皆に観に来たいと思ってもらえる作品をつくり上げ、発信していかなければならないという話を以前の委員会でさせていただいたが、障害者が参加しているのだから素晴らしいものであり、皆が観に来るはずだという理想に甘えてはいけないと思う。オリンピックとパラリンピックだとオリ

ンピックの方が興味・注目を集めているのが現実である。とある映画の障害者の台詞に「私たちが歌うと、皆が感動してくれる。でも歌そのものの芸術性に感動しているのではなく、私たち障害者が歌うから感動しているだけであって、本当に芸術として捉えられていないのではないだろうか。」とある。

委員 それが、これまでの多数派の価値観であって、変えていくことが必要である。オリンピックとパラリンピックでは、どちらも同じくらい感動するものがあるはずなのだが、オリンピックの方が競技性が高いという発想をどう変えていくかだと思ふ。先ほど法の中の「芸術上価値が高い」という文言について議論されているとお話したが、その後の附帯決議で是非について審議された。翌年に文部科学省と厚生労働省が共同でつくった「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の基本的な方針の注釈2に「文化芸術は多様な価値を有しており、価値の尺度も様々であることから、『芸術上価値が高い』という表現により、ある特定の価値や評価軸を前提としてしまわないよう、留意が必要である。」と法律をつくった直後に注釈を追加するという事態になっている。このように多様な価値を認めていくというのは非常に重要で、障害があるから素晴らしいとするのではなく、多数派の価値とは異なる価値を見出し認める必要がある。

委員長 その意味でも、創作過程を知ることが、これまでと違う接し方につながるのではないかと思ふ。オリンピックとパラリンピックは身体能力の評価なので、障害者は数値的に健常者に劣るという認識から基準を分ける必要があるが、芸術については、価値観の差を単純に数値化できるものではないから、分けて考える必要はないのかもしれない。様々な形で評価できる場をつくるのが大事でないか。

委員 行政として考えなければならないことは、素晴らしい才能を持った特定のスターを発掘するのではなく、障害者が日常的に文化芸術の創作活動に参加できる仕組みをつくることだと思ふ。例えば障害者が支援学校を卒業した後は、地域の事業所に所属することが多いが、選択肢は非常に少ない。その少ない選択肢の中で、所属した事業所が芸術活動に取り組んでいなければ、その障害者は一生芸術には触れることができない。芸術活動をしたい障害者が健常者と同じように選択肢が持てる状況をどうつくっていくかが大事。

委員 以前合唱団にダウン症の子どもが何人かいて、卒業後は事業所で芸術活動を続けている。合唱団にいる時は、周囲の者に自然と受け入れる気持ちが芽生えていったが、彼女たちにスポットを当てて特別に評価してあげようとしたことはなく、他と同じ立場でいてもらった。そういう場が今後必要なのではないかと思ふ。「左手のピアニスト」が注目を集めているようだが、右手が不自由な人のために楽譜をつくり、ビジネスとしても成立している。フラットに活動できる場を提供することが大切だと思ふ。

委員長 作曲家の協力の形の例だと思ふ。様々な分野でまだ気づいていない協力の仕方があるのではないか。今日は概論的なご意見を多く出していただいた。これをどう施策に生かしていくかの具体的なアイデアを、今後委員の皆さんには考えていただきたい。

委員 今回は、領域が少し限定された芸術文化について協議されたが、三田市では自然環境も対象にしていたので、社会包摂として文化芸術の領域を広く考えることも必要かと思ふ。

委員長 最初の委員会で確認した広い文化芸術の概念を念頭に進めたい。

委員 分科会の作業の中で、委員会での協議以外の意見をお伝えしたいと考えている。

事務局 分科会担当委員の皆様のご意見をいただく方法や資料の形式を検討中であり、できるだけ早い時期にご連絡する。

委員 ネット環境や発信の場が広がっている現代において、文化芸術は市の中だけで認められるものでなく、海外や市域外の人が興味を示してくれる場合もある。

委員長 三田市民と市外の人との共生と言えるかもしれない。

委員 市内の在住外国人の母国との関わりも生まれるかもしれないので、地域に捕らわれない見方も大事だと思う。

委員長 個々の各論では狭い領域に特化した議論が必要かもしれないが、一方で広い視野を忘れないよう心掛けたい。

閉会（～11：44）